

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見募集の結果について

令和 7 年 10 月 20 日
デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令案」について、令和7年6月12日から同年7月11日まで御意見の募集を行ったところ、7件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対するデジタル庁の考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

| 御意見の内容 | 御意見に対する考え方 |
|---|--|
| <p>情報提供ネットワークシステム（情報提供 NWS）の機能を拡充し、行政機関間の情報連携の利便性を高める方向性には一定の合理性があると考えます。</p> <p>特に、情報照会者が提供者を特定できない場合において、内閣総理大臣が通知先を仲介する仕組みは、行政手続の効率化を図る点で意義があると理解しております。</p> <p>しかしながら、こうした機能の追加により、個人情報がどの機関に提供されたのか、また誰が照会したのかについて、国民が把握しづらくなる懸念がございます。これは、マイナンバー制度に対する信頼性や透明性の確保の観点から、看過できない課題であると考えます。</p> <p>対応策案</p> <p>1. 本人による照会履歴の確認機能の整備</p> <p>情報提供 NWS を通じた情報提供・照会に関し、どの行政機関が、いつ、どのような目的で自分の特定個人情報を照会・取得したのかについて、本人が容易に確認できる仕組み（マイナポータル等を通じた照会履歴の開示）を整備。</p> | <p>マイナンバー制度の情報連携については、その利用範囲は法令又は条例で定められた行政事務に限定するとともに、自分に関する情報が、行政機関等の中で情報連携された場合には、それが記録されるとともに、マイナポータル上で確認することができる仕組みとするなど、個人情報保護に十分配慮した仕組みとしています。</p> <p>また、現在でも番号利用法では、マイナンバーを取り扱う者に対して安全管理措置を義務付けているほか、独立性の高い機関（個人情報保護委員会）が監視・監督を行い、故意にマイナンバーを含む個人情報を提供などすれば、厳しい罰則を適用することとしています。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>2. 第三者機関による監査・記録保管体制の強化</p> <p>情報の照会・提供に関するログの長期保存と、独立機関による定期監査体制を構築。</p> <p>3. 本人への通知制度の充実</p> <p>一定の範囲や内容の情報提供については、事後的であっても本人に通知する制度を導入・拡充。</p> | |
| <p>マイナンバー制度は行政手続の効率化を目的としています</p> <p>情報処理の体制 利便性</p> <p>危機管理の脆弱さ等の課題が顕著であり今回の改正案（情報提供ネットワークシステムの機能追加）もこれらの根本的な問題を解決しないまま情報連携の拡大を進めるものです</p> <p>以下の理由からマイナンバー制度自体の是非を再考し抜本的な見直しを行うべきと考えます</p> <p>情報処理の正確性と信頼性の欠如</p> <p>マイナンバー制度では情報処理の一部が国外企業に委託されていると報じられておりデータ入力や管理における誤りが頻発しています</p> <p>（例：他人の情報との紐づけミス）</p> <p>これにより国民の個人情報が正確に管理されていない実態があります</p> <p>改正案は情報提供ネットワークシステム（NWS）の機能強化を提案しますが基盤となるデータの正確性が担保されないまま情報連携を拡大することは誤った情報が行政手続に利用されるリスクを増大させます</p> <p>システムの利便性の低さ</p> <p>マイナンバーカードや関連システムの利用は国民にとって煩雑で利便性が低いとの指摘が根強いです</p> <p>（例：オンライン手続の複雑さ、カードリーダーの必要性）</p> | <p>マイナンバー制度では、①行政機関等の保有する個人情報は、一元管理をせず、各行政機関等で分散管理し、情報連携の際にも機関ごとに異なる符号を利用するなど、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとする、②マイナンバーの利用や特定個人情報の収集・保管・提供等は、法の規定によるものに限定する、③不適切な取扱いについては、個人情報保護委員会が特定個人情報を取り扱う行政機関、独立行政法人等に対する監視・監督を行う等、制度・システムの両面において、一般の個人情報よりも厳格な保護措置が講じられております。</p> |

改正案で提案される情報照会者による通知先特定の手続は行政機関の効率化を優先する一方国民が直接利用する場面での使い勝手の改善には繋がりません

制度全体の利便性向上が先決です

危機管理の脆弱さ

マイナンバー制度は

生体情報（顔認証等）金融資産

成績

免許情報など個人に関する多様な情報を一元化する方向に進んでいます

しかし紛失や盗難サイバー攻撃による情報漏洩リスクへの対策が不十分です

情報提供 NWS の機能拡大により情報アクセスポイントが増えることはセキュリティリスクをさらに高める可能性があります

特に国外企業への委託が続いている場合情報保護の管理体制が不透明です

プライバシー保護と国民の信頼不足

マイナンバー制度に対する国民の信頼は度重なる情報漏洩報道や運用ミスにより低下しています

今回の改正案も情報提供者の特定を容易にする仕組みを導入する一方国民への説明や透明性が不足しています

個人情報への過剰な収集や利用に対する懸念が解消されないまま情報連携を進めることはプライバシー侵害のリスクを増大させ制度への不信感をさらに助長します

以上の問題を踏まえ以下の対応を求めます

マイナンバー制度の全面見直し

制度の目的（行政効率化）とコスト（プライバシーリスク、運用負担）を再評価し情報一元化の範囲を縮小する方向で再設計する

特に生体情報や金融資産など機密性の高い情報の統合は慎重に検討し必須性の低い項目は除外する

| | |
|---|--|
| <p>情報処理の国内完結と透明性の強化 情報処理の委託先を国内企業に限定し委託先の選定基準や管理体制を公開する データの正確性を確保するための監査体制を強化し誤り発生時の責任所在を明確化する セキュリティ対策の抜本的強化 情報提供 NWS を含むシステムのセキュリティ基準を国際標準に適合させ定期的な第三者監査を義務化する 紛失・盗難時の被害を最小限に抑えるためマイナンバーカードの機能分散（例：特定用途ごとのカード発行）を検討する 国民参加型の制度設計 改正案の策定や制度の見直しに際し国民の意見を広く反映する場を設ける パブリックコメントのアクセシビリティ向上や平易な説明資料の提供を行う 制度の利便性向上に向け国民目線の UI/UX 改善（例：簡便なオンライン手続、窓口対応の強化）を優先する マイナンバー制度は行政の効率化を目指す一方 情報管理の正確性 利便性 危機管理の脆弱さ 国民の信頼不足という根本的な課題を抱えています 今回の改正案はこれらの問題を解決せず情報連携の拡大によるリスクを増大させる可能性があります</p> <p>よって マイナンバー制度自体の目的 範囲 運用体制を見直し 国民のプライバシーと信頼を最優先した制度設計への転換を強く求めます</p> | |
| <p>「通知先の通知が、情報照会者が情報提供者の名称を特定するために必要なもので</p> | <p>情報照会者において利用特定個人情報の提供を求めるに当たり、当該利用特定個人情報</p> |

| | |
|--|---|
| <p>あると認められたとき」に関してそう認められるための条件を明確にする必要があると感じた。</p> | <p>報を保有する情報提供者に関する情報の取得が困難な場合を想定していますが、いただいた御意見は、今後の検討に当たって参考にさせていただきます。</p> |
| <p>要望</p> <p>日本国憲法では、3権分立をうたっております。この事を踏まえて考察しますと、下記の様な変更を期待します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 内閣総理大臣へ提出する前に、裁判所の許可を取る事とする。</p> <p>考察</p> <p>公安の身辺調査も無い架空団体からの依頼や、悪趣味な宗教法人など、何らかの理由で悪意ある申し出を防ぐ手段として裁判所の許可は必要であり、国民の安心安全を護る事に繋がっていくのではないかと</p> | <p>マイナンバー制度では、①行政機関等の保有する個人情報、一元管理をせず、各行政機関等で分散管理し、情報連携の際にも機関ごとに異なる符号を利用するなど、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとする、②マイナンバーの利用や特定個人情報の収集・保管・提供等は、法の規定によるもの限定する、③不適切な取扱いについては、個人情報保護委員会が特定個人情報を取り扱う行政機関、独立行政法人等に対する監視・監督を行う等、制度・システムの両面において、一般の個人情報よりも厳格な保護措置が講じられております。</p> |
| <p>反対。信用できない (ほか同旨1件)</p> | <p>国民の皆様からの御理解を得られるように努めてまいります。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等デジタルが扱えない方の為に紙の健康保険証も残さないといけないと訴えます。 ・ マイナ保険証での受診時、投薬情報の反映に2ヵ月程度かかり紙ベースのお薬手帳も必要な為、院内処方の場合でも投薬情報がリアルタイムに反映されるようにして頂きたいです。 | <p>マイナ保険証に関するご意見は、本改正とは関係がなく、参考とさせていただきます。</p> |